

## 「性被害者救済の仕組みを」

### 伊藤詩織さんが手記、会見

レイプ被害を訴えているジャーナリストの伊藤詩織さん(28)が手記を出版し、東京・有楽町の日本外国特派員協会で24日、会見した。

伊藤さんは姓は明らかにしていなかったが、10月に手記「ブラックボックス」(文芸春秋刊)を出版したことを機に公表。英語と日本語でスピーチし、「捜査や司法のシステムの改正に加

え、社会の意識を変えていくこと、レイプ被害にあった人を救済するシステムの整備が必要だ」と話した。

伊藤さんは2015年4月、就職相談のため、元TBS記者の男性と都内で飲食した際に、意識を失い望まない性行為をされたとして、警察に告訴。準強姦容疑で捜査されたが、嫌疑十分で不起訴処分となった。今年5月に検察審査会に不服の申し立てをしたが、9月に「不起訴相当」の議決が出た。この際、男性は「一連の経過で犯罪行為を認定されたことは一度

もなく、今回でこの案件は完全に終結した。一部報道などで名譽が著しく傷つけられ、法的措置も検討している」とコメントした。

会見で伊藤さんは「日本では7月に改正刑法が施行されたが、強制性交罪も、被害者が抵抗できないほどの暴行・脅迫を受けたと証明できないと罪に問えないことは変わらない。3年後の見直しでさらなる議論が必要だ」と述べた。

また、今年5月に会見したことに触れ「公にしてからパッシングを受けて、前のように生活できなくなつた。しかし、隠れなければならぬのは被害者ではない。話すことで良い方向に変えていきたい」と話した。

(河原理子)



### ■伊藤詩織さん支援の会発足

意識を失った状態で性行為を強要されたとして、ジャーナリストの伊藤詩織さん(29)が元TBS記者の男性に慰謝料など1100万円の損害賠償を求めている訴訟で、伊藤さんの裁判を支援する会が10日、発足した。都内で開かれた発足集会には、約150人が参加。伊藤さんの弁護団は、2017年12月に第1回口頭弁論が開かれた後は非公開の弁論準備手続きが続いていることや、刑事事件で不起訴となった男性側から今年2月に1億3千万円の慰謝料や謝罪広告の掲載を求める反訴が行われたことなどを説明した。支援方法など詳細は、会のHP (<https://www.ftwshiori.com/>)。

### ■就活生セクハラ防止対応を

元財務事務次官によるセクハラ事件などを受け、職場のセクハラ防止対策を強化するための男女雇用機会均等法などの改正案が、国会に提出された。審議入りを前に、女性研究者らで作る団体が11日、国会議員や関係省庁の担当者らと交えた意見交換会を東京・永田町で開き、就活生のセクハラ被害には対応できない、と指摘した。

NEWS 2019年03月28日 19時04分 JST

## 伊藤詩織さんが「カルバン・クライン」のキャンペーンに起用 トランスジェンダーのモデルも

国際女性デーに動画のキャンペーンが続々...

○ 中村 かさね (Kasane Nakamura)

アメリカの有名ブランド「カルバン・クライン」がアジアで展開している国際女性デーのキャンペーン動画「MY STATEMENT (マイ・ステートメント)」に、日本からフリージャーナリストの伊藤詩織さん(29)が参加している。

カルバン・クラインは、「創造的なカルチャーや力強く意見を発信するアジアの女性たちを讃えます」として、アジアの10人の女性たちが見つけたそれぞれの「自分らしさ」と「成功」を描いた。

今年の国際女性デーのテーマでもある「#BalanceforBetter (より良いバランス)」について、10人に独自の解釈を採求してもらい、彼女たちの力の源を写真や動画を通して表現している。

What empowers you? #MYCALVINS #InternationalWomensDay pic.twitter.com/JguzpXgCxi  
— CALVIN KLEIN (@CalvinKlein) 2019年3月8日

キャンペーンでは、10人全員が登場する動画が3月8日の国際女性デーに合わせて公開され、その後は1人ずつの動画が順次公開されていった。

日本では性被害を告発したジャーナリストとして、どちらかといえば険しい表情で登場することが多い伊藤詩織さんだが、カルバン・クラインの動画では、リラックスした柔らかな表情が印象的だ。

伊藤さんは自身のFacebookで「今まで『被害者』をはじめ色々なラベルが付けられましたが、今回は『サイレントブレイカー』という新しいラベル付けをされました。被害者より、ずっといい」と、キャンペーンへの参加を報告している。

## 「女性デー」だから考えたい、トランスジェンダー女性の生きづらさ

カルバン・クラインのキャンペーンには、もう一人、今年の国際女性デーを象徴するモデルが参加している。トランスジェンダーのモデル、アンジャリ・ラマさん。ラマさんは、ネパールの農村で男の子として生まれた。家族に女の子として生きたいと告げ、モデルとしてのキャリアを選んだラマさんは、たくさんの偏見に苦しむことになった。

2017年にインド最高峰のファッションショーのランウェイを歩いたラマさんは、動画の中で「私の一番の夢は世界を駆け巡ること」と語る。

「ありのままの自分を愛し、受け入れること」が、ラマさんのアイデンティティーの源だ。

女性への差別意識や地位向上を考える国際女性デーに、心と体の性が一致しないトランスジェンダーの女性にも祝福を、という動きが今年は広がった。

性的少数者(LGBTなど)の就職を支援するJobRainbow(ジョブレインボー)も、国際女性デートランスジェンダーの女性の日常を描いた動画「#ForAllWomen」を公開した。

動画では、実在のトランスジェンダー女性3人を起用し、それぞれの実体験をもとにストーリーを作成した。

「あなたはあなたのままでいい。」

言うのは簡単です。

けれど私たちは知っています。

あなたがそうしたくても、世界がそれを阻んでくるのだということ。 #ForAllWomen #トランスジェンダー女性 #世界国際女性デー pic.twitter.com/DhikMakaNJ  
— JobRainbow (@JobRainbow) 2019年3月7日

「前向きになれた」「このままでいいんだと安心した」など、前向きな反応があったという。

# 悪質クレーム深刻化



イラスト：菅野博平

クレーム対応コンサルタンの権川啓さん（2000年まで）は「悪質クレームの被害者は社会的弱者だ。近頃は社会的弱者だ。だが、今や一般市民は企業への不信感だけでない。悪質クレームは被害者を引き金の一つとして悪化する傾向がある。サービス業が生き残るには、悪質クレームの被害者を救済する必要がある。悪質クレームの被害者は社会的弱者だ。近頃は社会的弱者だ。だが、今や一般市民は企業への不信感だけでない。悪質クレームは被害者を引き金の一つとして悪化する傾向がある。サービス業が生き残るには、悪質クレームの被害者を救済する必要がある。」

悪質クレームの被害者は社会的弱者だ。近頃は社会的弱者だ。だが、今や一般市民は企業への不信感だけでない。悪質クレームは被害者を引き金の一つとして悪化する傾向がある。サービス業が生き残るには、悪質クレームの被害者を救済する必要がある。

悪質なクレームとは？	悪質クレームの事例
暴言	「だしがめろく交換を提案したら「水を入れて飲め、フタ」 「踏切が壊れているのに、車が「行けや、ボケ」 「介護サービス中に何度も体形をけなされる。『太っている、汗かきなのに着せないのが不思議』 「肉質のない客から電話で『死ね、殺す、つぶれてしまえ、生きている価値なし』 「受付で予約が入っていないと伝えずに『ぼかづらけて、なにやてんだ』 「要求が通らなかつたら地域をあげて店を潰す、脅された」
威嚇・脅迫	「学生へ静かにするように注意したら携帯電話で写真を撮られた。『SNSへアップする』 「商品でやけどしたとして、自身もやけどするよう迫られた」
繰り返しのクレーム	「サービス券の併用を断ったら、店を出た後も電話で繰り返しかられた」
権威的（説教）態度	「変装した客者が町議で名乗らず回っていたら『俺を知らないとはふざけるな』 「客の靴を別の客が履いて帰ってしまったら、朝まで正座させられ説教を受け、弁償した」
長時間拘束	「しつこく店に電話をかけてきたり、プレゼントを押しつけられたりする」
セクハラ	

悪質クレームの被害者は社会的弱者だ。近頃は社会的弱者だ。だが、今や一般市民は企業への不信感だけでない。悪質クレームは被害者を引き金の一つとして悪化する傾向がある。サービス業が生き残るには、悪質クレームの被害者を救済する必要がある。

## 「社会疲弊し不寛容に」



悪質クレームの被害者は社会的弱者だ。近頃は社会的弱者だ。だが、今や一般市民は企業への不信感だけでない。悪質クレームは被害者を引き金の一つとして悪化する傾向がある。サービス業が生き残るには、悪質クレームの被害者を救済する必要がある。

悪質クレームの被害者は社会的弱者だ。近頃は社会的弱者だ。だが、今や一般市民は企業への不信感だけでない。悪質クレームは被害者を引き金の一つとして悪化する傾向がある。サービス業が生き残るには、悪質クレームの被害者を救済する必要がある。

## 「飲み、フタ」「お前もヤケドしろ」



「アクセス」が深刻だ。言（カスタマー）の悪質なクレームで従業員が苦しむ「カスタマーハラスメント」の被害者、国の労働政策研究（労働政策）でも議論となった。被害者は、悪質クレームの被害者。悪質クレームの被害者は社会的弱者だ。近頃は社会的弱者だ。だが、今や一般市民は企業への不信感だけでない。悪質クレームは被害者を引き金の一つとして悪化する傾向がある。サービス業が生き残るには、悪質クレームの被害者を救済する必要がある。

# パワハラ防止策 7割賛成

パワハラ防止義務化の実効性を高めるため、国に望む対策（複数回答）



国が企業に義務付ける方針を示している従業員のパワハラ防止策について、既に約8割の企業が何らかの取り組みをしているものの、その4割近くは不十分だと感じているとのアンケート結果を、メンタルヘルス事業大手の「アドバンテッジリスクマネジメント」がまとめた。法制化には約7割の企業が賛成した。昨年12月、同社のメールマガジンに登録する企業の人事担当者らにインターネット調査し、約260社から回答を得た。企業規模は

## 260社回答 課題は「指導」との線引き

出を目標しているパワハラ防止措置の義務化には69%が賛成し、反対の4%を大きく上回った。「共通の指針があれば浸透しやすい」「法律が後る盾になる」という期待が高い一方、社内の風通しが悪化すると懸念や法で画一的に規制することへの違和感もあった。実効性を高めるため国に望む対策（選択肢から複数回答）は、引物が「悪質な事業者の公表や行政処分」を挙げた。中小企業からは「研修への財政支援」、大企業では「優良企業への保険料負担軽減などの優遇」を求めるとも高かった。同社の鳥越慎二社長は「企業が対策のよりどころとして共通指針を求めていることがうかがえる。上司はパワハラを恐れてコミュニケーションに不安を感じ、部下も正しい知識と解決のための受け止め方を身につけることが必要だと指摘する。清水健一

### 就活OB訪問の女子大生に 大林組社員がわいせつ行為

スマホアプリで知り合う

就職活動でOB訪問に来た20代の女子大学

容疑で逮捕

生を自宅マンションに連れ込んでもわいせつな行為をしたとして、警視庁三田署は強制わいせつの疑いで、大手ゼネコン大林組の社員、宗村啓（むねむら・みなと）容疑者（27）一東京都港区一を逮捕した。容疑を一部否認している。

宗村容疑者は女子大学生と喫茶店で会い、

「パソコンを見ながら説明したほうがいい。近くに事務所があるから行かないか」と言って、東京都港区のマンションの部屋に連れ込んだという。2人は就活生と社会人をつなぐスマートフォンのアプリ「VISITS OB」を通じて知り合ったとみられる。

逮捕容疑は今年1月27日、港区のマンショ

ンの部屋で女子大学生にわいせつな行為をしたとしている。1月下旬に女子大学生が同署へ被害届を提出。同署はアプリを通じて他の学生とも会っていたとみている。

大林組は「逮捕されたことは誠に遺憾。事実関係を確認し、適切に対応していく」とコメントした。

【産経新聞朝刊 2019/1/9】

## 睡眠薬使った性犯罪 急増

睡眠導入剤などを悪用した性犯罪が相次いでいる

平成29年4月 女子中学生に薬物を飲ませた男2人を、神奈川県警が逮捕。わいせつ容疑などで逮捕

12月 20代女性に睡眠導入剤が入った飲み物を飲ませた男を、警視庁が強制わいせつ容疑などで逮捕

30年5月 女子高校生に睡眠薬が入った飲み物を飲ませた男を、栃木県警が強制わいせつ容疑などで逮捕

7月 20代女性に睡眠導入剤が入ったアヲダを飲ませた男を、警視庁が強制わいせつ容疑で逮捕

10月 女子高校生に睡眠導入剤が入った飲み物を飲ませた男を、警視庁が強制わいせつ容疑で逮捕

睡眠導入剤などを使った性犯罪の特徴と対処法

- 睡眠導入剤の使用が疑われる状況
- 急に耐えられないほど眠くなった
- 体が思うように動かなかった
- 意識がもうろうとした
- 記憶がない、途切れ途切れでない
- いつもしないような行動をしていた

被害に遭ってしまったら

- 好意や性感伝達を疑い、医療機関で受診する
- 警察や支援窓口へ相談する
- 飲食物の残りや容器があれば相談時に持参する

（内閣府ホームページから抜粋）

ネットで入手、少女ら狙う

デートレイプドラッグ 性暴力に使われる睡眠導入剤などの薬物。飲むと眠くなったり、体にながらなくなったりするほか、歩行や会話ができなくても、記憶がなくなったり、途切れ途切れになったりする場合がある。短時間で作用する睡眠導入剤は薬の成分も早期に体内から排出されるため、犯行の証拠が残りづらい。

「飲むヨログルト」に 東京都警の捜査課によると、女性被害者は昨年5月の夏休み（7月）に、東京都港区の高級ホテルで飲んだ「飲むヨログルト」を飲んだ後、意識がもうろうとして、記憶がなくなるとともに、歩行がうまくいかなくなった。被害者は、この薬物の成分も早期に体内から排出されるため、犯行の証拠が残りづらい。

同じ容疑者が何人も 睡眠導入剤などの薬物の使用が疑われる性犯罪の発生件数は、昨年10月以降に増加している。東京都警によると、睡眠導入剤などの薬物の使用が疑われる性犯罪の発生件数は、昨年10月以降に増加している。東京都警によると、睡眠導入剤などの薬物の使用が疑われる性犯罪の発生件数は、昨年10月以降に増加している。

ネットの匿名性を利用して 睡眠導入剤などの薬物の使用が疑われる性犯罪の発生件数は、昨年10月以降に増加している。東京都警によると、睡眠導入剤などの薬物の使用が疑われる性犯罪の発生件数は、昨年10月以降に増加している。

何がなければすぐ相談 睡眠導入剤などの薬物の使用が疑われる性犯罪の発生件数は、昨年10月以降に増加している。東京都警によると、睡眠導入剤などの薬物の使用が疑われる性犯罪の発生件数は、昨年10月以降に増加している。

睡眠導入剤などの薬物を飲食物に投入し、被害者を意識を失わせたり、記憶を消去したりしてわいせつ行為に及ぶ事例が相次いでいる。「デートレイプドラッグ」とも呼ばれる強力な薬物は、インターネットの取引から簡単に入手できる。被害者は、睡眠導入剤などの薬物の成分も早期に体内から排出されるため、犯行の証拠が残りづらい。

睡眠導入剤などの薬物の使用が疑われる性犯罪の発生件数は、昨年10月以降に増加している。東京都警によると、睡眠導入剤などの薬物の使用が疑われる性犯罪の発生件数は、昨年10月以降に増加している。

睡眠導入剤などの薬物の使用が疑われる性犯罪の発生件数は、昨年10月以降に増加している。東京都警によると、睡眠導入剤などの薬物の使用が疑われる性犯罪の発生件数は、昨年10月以降に増加している。

睡眠導入剤などの薬物の使用が疑われる性犯罪の発生件数は、昨年10月以降に増加している。東京都警によると、睡眠導入剤などの薬物の使用が疑われる性犯罪の発生件数は、昨年10月以降に増加している。

睡眠導入剤などの薬物の使用が疑われる性犯罪の発生件数は、昨年10月以降に増加している。東京都警によると、睡眠導入剤などの薬物の使用が疑われる性犯罪の発生件数は、昨年10月以降に増加している。

【産経新聞朝刊 2019/3/16】

### 就活生にわいせつ 不起訴

就職活動中の女子大学生にわいせつな行為をしたとして大手ゼネコン「大林組」（東京都港区）の社員の男性（27）が先月18日に警視庁に強制わいせつ容疑で逮捕された事件で、東京地検は15日、男性を不起訴とした。地検は理由を明らかにしていない。



# OB訪問で性犯罪 学生は防衛策を 「就活セクハラ」 企業の対策急務

就職活動中の女子学生がOB訪問で知り合った企業の男性社員から受ける「就活セクハラ」が深刻な問題となっている。「情報多発時代」という状況下につけ込む悪質な行為だが、立憲の若い学生は被害を繰り返してはならない。OB訪問に活用する企業も、対策を講じるべきだと強調する。

## OB訪問時のセクハラ被害 防衛策

- カフェやレストランなどのオフィス外の場所で行う
- 夜の訪問や面談中の飲酒を避ける
- できる限り同性と会うようにする
- 仲介アプリに安易に頼らず、信頼できる人の紹介で会う

「私は繰り返し受けることが多かったが、心は一生の傷を負う人もいるんじゃないかな」。第一志望だった会社の若手男性社員からセクハラ被害を受けた女子学生は、3月に都内の私立大を卒業した。在学中の一昨年春、知りの紹介で男性社員と会った。『セクハラ』とは、就職活動中の女子学生がOB訪問で知り合った企業の男性社員から受ける「就活セクハラ」が深刻な問題となっている。

【読売新聞朝刊 2019/3/27】

# 元住商社員 就活生に暴行

## 警視庁 準強制性交容疑で逮捕

就職活動中の女子大学生を泥酔させ、性的暴行を加えたとして、警視庁中央署は26日、「住友商事」元社員の三好琢也容疑者(24) (東京都北区滝野川)を準強制性交などの容疑で逮捕した。容疑を認めている。発表によると、三好容疑者は1日夜、就職活動中の

20歳代の女子学生を飲食店に誘い、酒を一气飲みさせた上、翌2日未明、女子学生の宿泊先のホテルの部屋に侵入して乱暴した疑い。

女子学生は地方在住で、この日は上京し、知人を介して知り合った三好容疑者に商社への就職を相談して

いた。飲食店には三好容疑者の同僚も同席、泥酔した女子学生を2人でホテルの部屋に送った。三好容疑者はその際、カードキーを盗み、同僚と別れた後に1人で部屋に侵入したという。事件を受け、住友商事は6日、三好容疑者を懲戒解雇した。同社は「女子学生に心からおわびする。就活中のほかの学生にも不安と迷惑をかけることになり、重ねておわびする」とコメントした。

# 10か国調査研究 性犯罪に対する処罰 世界ではどうなっているの？

～誰もが踏みにじられない社会のために～



2017年に刑法の性犯罪規定が改正されました。110年ぶりです。強姦罪は「強制性交等罪」になり、男性が被害に遭った場合も処罰されることになり、刑も重くなりました。(3年以上の懲役→5年以上の懲役)。それでも、未だに性暴力の被害にあって泣き寝入りさせざるを得ない人がたくさんいます。もっと被害者を守る、より良い制度を実現するために、以下のような法改正が課題となっています。

- ・ 強制性交等罪(レイプ)における暴行・脅迫要件をなくすことにより、同意なき性行為を広く処罰対象とすること
- ・ 未成年者の性的自己決定権に配慮する形で性交同意年齢を引き上げること
- ・ 地位や関係性を利用した性行為に対する処罰を拡大すること
- ・ 性犯罪に関する公訴時効を撤廃又は停止すること
- ・ パートナーや恋人との間の同意なき性行為について適切に処罰することセクシュアル・ハラスメントを犯罪とすること

そこで、HRNでは、米国、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、フィンランド、韓国、台湾の性犯罪に関する規定を調査しました(2018)。その結果、どの国も日本より進んでいることがわかりました!



(2019年2月)

## Q1 むりやり性行為をした加害者が なぜ処罰されないの？

内閣府の「男女間における暴力に関する調査」(2017年度調査)によると、女性の7.8%、男性の1.5%が、無理やりに性交などをされた経験があると答えています。ところが、警察庁によると、2016年の強姦罪の認知件数は989件、被害にあった人の一握りにすぎません。では勇気を出して被害届を出し、受け付けられた人のうち、その訴えが認められたのはどれくらいでしょう。2016年に全国の検察庁が取り扱った強姦罪のうち、起訴された事例は36%に過ぎません。

なぜでしょうか。日本では、レイプ罪が成立するためには、暴行・脅迫、心神喪失などの厳しい要件が求められています。そのため、レイプの被害にあった女性の多くが、「暴行・脅迫の証拠がない」と言われ、警察で取り合ってもらえなかったり、加害者が起訴されないなど、泣き寝入りをしているのが現状なのです。海外ではどうでしょうか。

## 暴行・脅迫等がなくてもレイプが成立する国

スウェーデン レイプ罪 2018年法改正 Yes Means Yes

### 刑法第1条A レイプ

自発的に参加していない者と性交をし、または侵害の重大性から鑑み性交と同等と認められる性的行為を行った者は、レイプ罪として2年以上6年以下の拘禁刑に処する。相手方が自発的に性的行為に参加しているか否かの認定にあたっては、言語、行動その他の方法によって、自発的関与が表現されたか否かに特別の考慮が払われなければならない。

以下の場合には、自発的関与があると認定することは許されない。

1. 襲撃、暴行、犯罪行為・他の犯罪に関する刑事告訴や不利益な情報提供に関する脅迫の結果として性的行為に参加した場合
2. 無意識、睡眠、深刻な恐怖、酩酊その他の薬物の影響、疾患、身体障害、精神障害もしくはその他の状況により特別に脆弱な状況に置かれていた状況を行為者が悪用した場合 暴行・脅迫・全体状況に照らし、犯罪が深刻でないと判断された場合は、行為者を4年以下の拘禁刑に処する。
3. 相手方が行為者に依存する関係にあることを濫用して、相手に性的行為に参加させた場合、暴行・脅迫・全体状況に照らし、犯罪が深刻でないと判断された場合は、行為者を4年以下の拘禁刑に処する。

### 刑法第1条A 過失レイプ罪

第1条の罪を犯した者が、相手が自発的に参加していなかったことについての注意を著しく怠った場合、過失レイプ罪として4年以下の拘禁刑に処す。但し行為が状況に照らし深刻でないと認められる場合は、加害者の刑事責任は問われない。

出所:ヒューマンライツ・ナウHP「10か国調査研究 性犯罪に対する処罰  
世界ではどうなっているの?」(2019年2月4日)

第1条 レイプ

- (1) 次の各号の全てに該当したときは、この者(A)は、罪を犯したものとす。
- (a) Aが故意に、自己の男性器を他人(B)の膣、肛門又は口へ挿入したとき
  - (b) Bが当該挿入に同意しないとき
  - (c) Bが同意するとAが合理的に確信していないとき
- (2) Bが同意すると確信することが合理的か否かは、Bが同意するか否かを確認するためにAが講じたあらゆる措置を含むすべての状況を考慮して、決定するものとする。

カナダ 性的暴行罪

- 被害者の同意のない性行為は全て「性的暴行(Sexual assault)」として処罰される。そして、刑法第273.1条第2項は、以下の場合には同意は認められないとする。
- (a) 合意が、被害者以外の者の言葉又は行為によって示される場合。
  - (b) 被害者がその行為に同意することができない場合。
  - (c) 被告人が、信頼、権力又は権限のある地位を乱用して、被害者にその行為を行うよう勧めた場合、被害者が、言葉や行為により、その行為を行うことについての合意の欠如を示した場合、又は性的行為を行うことに同意した被害者が、言葉や行為によって、その行為を引き続き行うことについての同意がないことを示した場合。

アメリカ・ニューヨーク州法

- 第3級レイプ罪(最も軽いレイプ罪・但し重罪とされる)の要件。
1. 男性又は女性が、17歳未満であること以外の理由で同意する能力がない他人と性交した場合。
  2. 21歳以上の男性又は女性が、17歳未満の他人と性交した場合。
  3. 男性又は女性が、同意能力がないこと以外の理由で同意なく性交した場合。

ドイツ レイプ罪 2016年法改正

刑法第177条第1項  
他人の認識可能な意思に反して、その者に対する性的行為を行い、その者に性的行為を行わせ、又は、第三者に対する若しくは第三者との性的行為をその者に対して遂行若しくは甘受させた者は、6月以上5年以下の自由刑に処する。

- 刑法第177条第2項第1号 行為者が、その者が反対意思を形成又は表明できない状況を利用した場合。
- 刑法第177条第2項第2号 行為者が、その者が身体的又は精神的状態に基づき、意思形成又は表明が著しく限定されている状況を利用した場合。但し、行為者がその者の同意を得た場合を除く。
- 刑法第177条第2項第3号 行為者が驚愕の瞬間を利用した場合。
- 刑法第177条第2項第4号 行為者が、抵抗した場合には被害者に深刻な害悪が生じる恐れがある状況を利用した場合。

暴行・脅迫等の要件を求める法制度の国  
～ それでも日本より広くレイプ罪を規定しています～

フランス

- レイプ罪(刑法第222-23条)  
暴力、強制、脅迫又は**不意打ち**をもって行う、他人に対するあらゆる性的挿入行為は、15年以下の拘禁刑に処する。
- セクシュアル・ハラスメント罪(刑法第222-33条)  
「性的な満足を得る目的で他人にしつこく嫌がらせをする行為は、2年以下の拘禁刑又は3万ユーロ以下の罰金に処する。」

ここがポイント!

- 多くの国が暴行・脅迫という要件をなくし、被害者の同意の有無のみに基づいて性犯罪としています。そして、暴行・脅迫などの要件がある国でも、日本より緩やかな要件で犯罪が成立するとしています。また、信頼関係や依存関係からイヤと言えない関係を悪用した場合もレイプが成立するとしています。

フィンランド

- 刑法 レイプ罪
- (1) 他人に対する直接の暴力の行使又はその脅迫によって他人に性交を強制した者は、レイプ罪として、1年以上6年以下の拘禁刑とする。
  - (2) また、意識の喪失、疾患、障害、畏怖状態、又は他の無抵抗状態に乗じて、防御できない又は意思を形成若しくは発することが出来ない者と性交をした者もレイプ罪とする。

刑法第5条 性的虐待罪

- (1) 自己の地位を濫用し、以下の(a)ないし(d)のいずれかの者を唆して性交、その他の実質的に性的自己決定権を侵害するような性行為、又は行為の服従に及んだ者は、性的虐待罪として罰金又は4年以下の懲役とする。
  - (a) 18歳未満で、学校又は他の機関において行為者の権限又は監督の下に置かれ、又はその他の行為者に従属する立場にあった者。
  - (b) 18歳未満の者で、その性的自己決定権が、未成熟及び年齢さのために実質的に行為者に劣っている者に対し、行為者が未成熟さに乗じたことが明白である場合。
  - (c) 病院その他の機関において患者となっている者で、自己を防衛し、又は意思を形成若しくは発することが、疾患、障害、又はその他の無気力な状況のために実質的に阻害されている者。
  - (d) 特に行為者に依存した者で、行為者が依存に乗じたことが明白な場合。

韓国

- 第 297 条(レイプ)  
暴行又は脅迫により、人をレイプした者は、3年以上の有期懲役に処する。
- 第 302 条(未成年者等に対する姦淫)  
未成年者又は心神微弱者に対し、**偽計又は威力により**、姦淫又はわいせつな行為をした者は、5年以下の懲役に処する。※対象年齢は13～19歳

### 第 303 条(業務上威力等による姦淫)

1. 業務、雇用その他の関係により、自らの保護又は監督を受ける人に対し、**偽計又は威力により**、姦淫した者は、5年以下の懲役又は1500万ウォン以下の罰金に処する。
2. 法律により拘禁された人を監護する者が、その人を姦淫したときは、7年以下の懲役に処する。

### 台湾

#### 刑法第221条

「男女に対し、**暴行、脅迫、脅嚇、催眠術又はその他意思に反する方法**を用いて性交した者は、3年以上10年以下の有期徒刑に処する。」

#### 刑法第228条

「性交するために、家族、後見人、家庭教師、教育者、指導者、後援者、公務員、職業的關係、その他種々の性質の關係にあることが理由で、自身の監督、支援、保護の対象になっている者に対する権威を利用した者は、6ヶ月以上5年以下の有期徒刑に処する。前項で定める關係にありながら、その者に対してわいせつ行為をした者は、3年以下の有期徒刑に処する。」



## Q2 性交同意年齢 なんで日本は13歳なの？

性交同意年齢=同意の有無に関わらず性行為をしたら犯罪になる年齢は？

- 13歳 日本・韓国
- 14歳 ドイツ・台湾
- 15歳 フランス・スウェーデン、
- 16歳 カナダ・イギリス・フィンランド

**カナダ** 2008年の法改正で原則14歳から現行の**16歳**に引き上げられた。

#### 性的搾取(刑法第153条)

(1)若者(16歳以上18歳未満の者)に対して信頼や権限のある立場にある者、若者がその者と依存の關係にある者、若者との關係が若者を搾取る關係である者が、(a)性的な目的で、直接的又は間接的に、身体の一部または物で、若者の身体の一部を触った場合、(b)性的目的で、直接的又は間接的に、身体の一部又は物を使って、他人の身体(誘い、助言し又はそそのかした者自身の身体及びその若者の身体を含む)を触るよう、誘い、助言し又はそそのかした者は、罪を犯している。

※12歳又は13歳の者は、年上のパートナーとの年齢差が2歳未満で、信頼、権限又は依存の關係がなく、又は、他の若者の搾取の關係がない限り、性的行為に同意することができる(刑法第150.1条第2項)。つまり、パートナーが12歳又は13歳より2歳以上年上の場合、性的行為は犯罪となる。

また、14歳又は15歳の者は、年上のパートナーとの年齢差が5歳未満で、信頼、権限又は依存の關係がなく、又は、他の若者の搾取の關係がない限り、性的行為に同意することができる(刑法第150.1条第1項)。つまり、パートナーが14歳又は15歳より5歳以上年上の場合、性的行為は犯罪となる。

## 勧告 調査に基づく勧告

魂の殺人・女性をはじめ多くの人々を苦しめる、深刻な性暴力被害をなくすために、私たちは求めます。海外で実現したことは日本でも実現できるはずです。

### 勧告1: 暴行・脅迫要件の撤廃 -同意のない性交等行為を処罰対象に

#### 勧告1-A: 不同意の性行為をすべて処罰対象に

強制性交等罪、強制わいせつ罪から、暴行・脅迫の要件を撤廃し、相手方の同意・自発性のない性行為はすべて「強制性交等」「強制わいせつ罪」として処罰対象としてください。そして相手方の自発的意思が明示・黙示に表現されていないのに性交等をするのは処罰対象とする、「Yes Means Yes」の法制を導入してください。

#### 勧告1-B: 加重要件としての暴行・脅迫

暴行・脅迫は加重類型の処罰としてください。

#### 勧告1-C: 同意要件の定義の明確化

同意の要件については被害者保護に欠けることのないよう、諸外国の法令を参考に明確に規定してください。同意がないこと、自発的でないことの例示として、諸外国の例をもとに、暴行・脅迫や心神喪失、抗拒不能にとどまらない広範な例を列挙してください。

特に、恐怖、権限關係の利用、酩酊、疾患、心身の障害等の脆弱な状況により拒絶ができなかったことは、同意の存在が否定される場合として列挙されるべきです。この観点から、準強制性交等罪、準強制わいせつ罪の「心神喪失」「抗拒不能」の要件を緩和すべきです。

#### 勧告1-D: 同意の認識に関する過失罪の採用

相手方の同意に関する合理的確信がない場合、相手方の自発的意思の確認に関する注意を著しく怠った場合も有罪とする法制を採用してください。

#### 勧告1-E: 同意不取得の場合の処罰対象化

同意を得ないで人に対し性的行為を行うことを強制する罪を処罰してください。

### 勧告2: 子どもの保護

#### 勧告2-A: 性交同意年齢の引き上げ

性交同意年齢を少なくとも原則として、16歳まで引き上げてください。

#### 勧告2-B: 子どもであることの加重要件化

子どもに対する性犯罪は加重処罰してください。

#### 勧告2-C: 相手の年齢に関する誤認の処罰対象化

相手方が16歳未満であった場合において、行為者が、相手方が16歳以上であることについて合理的な根拠に基づき確信していなかったときも犯罪としてください。

#### 勧告2-D: 子どもに対する地位利用等の処罰対象化

親権者、監護者だけでなく、学校、施設等の管理監督者、教師、施設職員、同居者、依存、搾取等の關係にある地位の者が子どもに性行為をした場合は処罰の対象としてください。

### 勧告3: 優越的地位や關係性を利用した性的言動に対する処罰

#### 勧告3-A: 独立の処罰類型として明確化

優越的地位や關係性を利用して性行為を行う場合を処罰する法改正をしてください。

#### 勧告3-B: セクシュアル・ハラスメントに対する刑事罰の導入

セクシュアル・ハラスメントを明確に禁止し、セクシュアル・ハラスメント行為を処罰する規定を導入してください。

#### 勧告3-C: 公務員による性犯罪等の厳罰化

公務員の性犯罪およびセクシュアル・ハラスメントについて、厳格な制裁規定を導入すべきである。





## 集計結果について

	件数 (最賃割れ、過労死ライン超えを除く)	総件数
セクハラ	3	5
妊娠	0	1
暴力	55	137
強制帰国	28	64
ケガに対応せず	3	9
病気	2	3
労災	0	1
指導厳しい	91	275
いじめ	8	20
合計	183 (重複除外) (上記合計は190)	515

全体件数：2870人

最賃割れ：1927人 (67%)

過労死ライン超え：289人 (10%)

最賃割れ or 過労死ライン超え：1950人 (68%)

最賃割れ and 過労死ライン超え：266人 (9%)

その他の不適切取り扱い (重複除外)：183件

2133件、74%が違法の疑いを含め、受入側の不適切な取り扱いによるもの

労働基準法 (昭和二十二年法律第四十九号) (抄)

(時効)

第十五条 この法律の規定による賃金 (退職手当を除く)、災害補償その他の請求権は二年間、この法律の規定による退職手当の請求権は五年間行わな  
い場合においては、時効によつて消滅する。

入国前は20万円と聞いていたが、実際は7~8万円。最賃割れ。失踪して最賃以上の仕事へ。失踪理由は低賃金で「最賃以下」にはマークせず。

実習実施者等から失踪した技能実習生に係る聴取票

738

事件番号		号	
事件区分	<input type="checkbox"/> 摘発 <input type="checkbox"/> 出頭申告 <input type="checkbox"/> 身柄引取 <input type="checkbox"/> その他		
通条	①法24- 4-10 ②法24-		
国籍・地域	<input checked="" type="checkbox"/> 中国 <input type="checkbox"/> ベトナム <input type="checkbox"/> インドネシア <input type="checkbox"/> フィリピン <input type="checkbox"/> タイ <input type="checkbox"/> その他( )		
性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
最終在留資格	<input type="checkbox"/> 技能実習1号 <input type="checkbox"/> 技能実習2号 <input type="checkbox"/> 技能実習3号		
	<input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> 特定活動(建設・造船・その他) <input type="checkbox"/> 旧技能実習1号 <input checked="" type="checkbox"/> 旧技能実習2号		
※特定活動の「その他」は、留付届における技能実習生		職種名	建設機械施工
◆失踪原因について			
原因・理由・目的等	<input checked="" type="checkbox"/> 低賃金 <input type="checkbox"/> 低賃金(契約賃金以下) <input type="checkbox"/> 低賃金(最低賃金以下) <input type="checkbox"/> 労働時間が長い		
※複数回答可	<input type="checkbox"/> 暴力を受けた <input type="checkbox"/> 帰国を強制された <input type="checkbox"/> 保証金、送金費用の回収		
	<input type="checkbox"/> 実習終了後も稼働したい <input type="checkbox"/> 指導が厳しい <input type="checkbox"/> その他( )		
入国後、失踪するまでの期間	2年2月		
◆送出し機関について			
送出し機関を知った経緯	<input type="checkbox"/> 親族・知人紹介 <input checked="" type="checkbox"/> 広告・インターネット <input type="checkbox"/> ブローカー <input type="checkbox"/> その他( )		
送出し機関に払った金額	120万 円(帰国後の返金がある場合は、別に いくら )		
内訳	<input type="checkbox"/> 送金旅費( 円) <input type="checkbox"/> 旅券・査証費用( 円)		
	<input type="checkbox"/> 寮費・光熱費( 円) <input type="checkbox"/> 日本語講習費( か月間、 円)		
	<input type="checkbox"/> 送出手数料( 円) <input type="checkbox"/> その他(名目) 円		
送出し機関以外に払った金額	なし 円		
資金の調達方法	<input type="checkbox"/> 借入(借入先 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 送金機関 <input type="checkbox"/> その他( ) / 借入額 円)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 自己資金 <input type="checkbox"/> その他( )		
借入金の返済方法・担保の有無	<input type="checkbox"/> 借国後返済( <input type="checkbox"/> 一括 <input type="checkbox"/> 分割 (分割返済額 月 円))		
	<input type="checkbox"/> 実習期間中から返済( <input type="checkbox"/> 一括 <input type="checkbox"/> 分割 (分割返済額 月 円))		
	担保・保証人		
実習内容	解体作業 入国前の説明 <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる <input type="checkbox"/> 説明なし		
月額給与	2.8万 円/月		
入国前の説明	<input type="checkbox"/> 説明あり 20万 円/月 説明者 <input type="checkbox"/> 説明なし		
給与から控除される金額(光熱費等)	5万 円/月		
入国前の説明	<input type="checkbox"/> 説明あり 5万 円/月 説明者 <input type="checkbox"/> 説明なし		
労働時間	62 時間/週		
入国前の説明	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり 62 時間/週 説明者 <input type="checkbox"/> 説明なし		
◆就労について ※違反戻国決定後には帰国後も失踪後に就労事実があれば直近の就労先を記載してください。			
就労の有無	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
就労場所	<input type="checkbox"/> 不定 <input type="checkbox"/> 不明		
就労内容	<input type="checkbox"/> 建設作業員 <input type="checkbox"/> 解体作業員 <input type="checkbox"/> 工員 <input type="checkbox"/> 農林業従事者 <input type="checkbox"/> ホステス等接客業 <input type="checkbox"/> その他( )		
報酬(日額換算)	<input type="checkbox"/> 5千円以下 <input type="checkbox"/> 7千円以下 <input type="checkbox"/> 1万円以下 <input checked="" type="checkbox"/> 1万円以上		
失踪後の住居	<input type="checkbox"/> 不定		
◆就労先を特定した場合について			
就労者の有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 国籍・地域 <input type="checkbox"/> 同一人 <input type="checkbox"/> 日本人 <input type="checkbox"/> その他( 人)		
氏名(性別)	( 〇男 〇女) 年齢		
在留カード番号	<input type="checkbox"/> 不明		
接触時期	<input type="checkbox"/> 失踪前 <input type="checkbox"/> 失踪後 <input type="checkbox"/> 失踪前後両方 接触回数 回		
就労者との関係	<input type="checkbox"/> 知人(同僚含む) <input type="checkbox"/> インターネット(SNS等) <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> その他		
就労手数料	円 就労者の働き掛け内容		
◆特記事項等(※雇用主から失踪実習生の担当者に対して聴取した場合は、入定等も記載)			

パネルの写し

入国前は15万円の説明が、実際は7万円で、週72時間労働(月120時間残業で過労死ライン超え)。最賃割れなのに、低賃金にマークがなく、「暴力を受けた」が理由。

実習実施者等から失踪した技能実習生に係る聴取票

776

事件番号		号	
事件区分	<input type="checkbox"/> 摘発 <input type="checkbox"/> 出頭申告 <input type="checkbox"/> 身柄引取 <input checked="" type="checkbox"/> その他		
通条	①法24- 4-10 ②法24-		
国籍・地域	<input type="checkbox"/> 中国 <input type="checkbox"/> ベトナム <input type="checkbox"/> インドネシア <input checked="" type="checkbox"/> フィリピン <input type="checkbox"/> タイ <input type="checkbox"/> その他( )		
性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
最終在留資格	<input type="checkbox"/> 技能実習1号 <input type="checkbox"/> 技能実習2号 <input type="checkbox"/> 技能実習3号		
	<input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> 特定活動(建設・造船・その他) <input type="checkbox"/> 旧技能実習1号 <input checked="" type="checkbox"/> 旧技能実習2号		
※特定活動の「その他」は、留付届における技能実習生		職種名	建設作業員
◆失踪原因について			
原因・理由・目的等	<input type="checkbox"/> 低賃金 <input type="checkbox"/> 低賃金(契約賃金以下) <input type="checkbox"/> 低賃金(最低賃金以下) <input type="checkbox"/> 労働時間が長い		
※複数回答可	<input checked="" type="checkbox"/> 暴力を受けた <input type="checkbox"/> 帰国を強制された <input type="checkbox"/> 保証金、送金費用の回収		
	<input type="checkbox"/> 実習終了後も稼働したい <input type="checkbox"/> 指導が厳しい <input type="checkbox"/> その他( )		
入国後、失踪するまでの期間	約2年間		
◆送出し機関について			
送出し機関を知った経緯	<input type="checkbox"/> 親族・知人紹介 <input checked="" type="checkbox"/> 広告・インターネット <input type="checkbox"/> ブローカー <input type="checkbox"/> その他( )		
送出し機関に払った金額	89.5万 円(帰国後の返金がある場合は、別に いくら )		
内訳	<input type="checkbox"/> 送金旅費( 円) <input type="checkbox"/> 旅券・査証費用( 円)		
	<input type="checkbox"/> 寮費・光熱費( 円) <input type="checkbox"/> 日本語講習費( か月間、 円)		
	<input type="checkbox"/> 送出手数料( 円) <input type="checkbox"/> その他(名目) 円		
送出し機関以外に払った金額	円		
資金の調達方法	<input type="checkbox"/> 借入(借入先 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 送金機関 <input type="checkbox"/> その他( ) / 借入額 円)		
	<input type="checkbox"/> 自己資金 <input type="checkbox"/> その他( )		
借入金の返済方法・担保の有無	<input type="checkbox"/> 借国後返済( <input type="checkbox"/> 一括 <input type="checkbox"/> 分割 (分割返済額 月 円))		
	<input checked="" type="checkbox"/> 実習期間中から返済( <input type="checkbox"/> 一括 <input type="checkbox"/> 分割 (分割返済額 月 89.3万 円))		
	担保・保証人		
実習内容	建設作業 入国前の説明 <input type="checkbox"/> 同じ <input checked="" type="checkbox"/> 異なる <input type="checkbox"/> 説明なし		
月額給与	8.2万 円/月		
入国前の説明	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり 89.5万 円/月 説明者 <input type="checkbox"/> 説明なし		
給与から控除される金額(光熱費等)	8.5万 円/月		
入国前の説明	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり 8.5万 円/月 説明者 <input type="checkbox"/> 説明なし		
労働時間	72 時間/週		
入国前の説明	<input type="checkbox"/> 説明あり 89.5万 時間/週 説明者 <input type="checkbox"/> 説明なし		
◆就労について ※違反戻国決定後には帰国後も失踪後に就労事実があれば直近の就労先を記載してください。			
就労の有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし		
就労場所	<input type="checkbox"/> 不定 <input type="checkbox"/> 不明		
就労内容	<input type="checkbox"/> 建設作業員 <input type="checkbox"/> 解体作業員 <input type="checkbox"/> 工員 <input type="checkbox"/> 農林業従事者 <input type="checkbox"/> ホステス等接客業 <input type="checkbox"/> その他( )		
報酬(日額換算)	<input type="checkbox"/> 5千円以下 <input type="checkbox"/> 7千円以下 <input type="checkbox"/> 1万円以下 <input type="checkbox"/> 1万円以上		
失踪後の住居	<input type="checkbox"/> 不定		
◆就労先を特定した場合について			
就労者の有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 国籍・地域 <input type="checkbox"/> 同一人 <input type="checkbox"/> 日本人 <input type="checkbox"/> その他( 人)		
氏名(性別)	( 〇男 〇女) 年齢		
在留カード番号	<input type="checkbox"/> 不明		
接触時期	<input type="checkbox"/> 失踪前 <input type="checkbox"/> 失踪後 <input type="checkbox"/> 失踪前後両方 接触回数 回		
就労者との関係	<input type="checkbox"/> 知人(同僚含む) <input type="checkbox"/> インターネット(SNS等) <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> その他		
就労手数料	円 就労者の働き掛け内容		
◆特記事項等(※雇用主から失踪実習生の担当者に対して聴取した場合は、入定等も記載)			

週 100 時間労働は、月 240 時間残業で過労死ライン超え。最賃割れ。失踪理由は低賃金で「最賃以下」にはマークせず。

874

実習実施者等から失踪した技能実習生に係る聴取票

パネルの写し

事件番号		案件区分		適条		国籍・地域		性別		最終在留資格	
□ 控弁		□ 出願申告		□ 身柄引取		□ その他		①法24-		②法24-	
□ 中国		□ ベトナム		□ インドネシア		□ フィリピン		□ タイ		□ その他( )	
□ 技能実習1号		□ 技能実習2号		□ 技能実習3号		□ 研修		□ 特定活動(建設・造船・その他)		□ 旧技能実習1号	
□ 研修		□ 特定活動(建設・造船・その他)		□ 旧技能実習1号		□ 旧技能実習2号		氏名		高倉 崇光	
原因・理由・目的等		□ 低賃金		□ 低賃金(契約賃金以下)		□ 低賃金(最賃賃金以下)		□ 労働時間が長い		※複数回答可	
□ 暴力を受けた		□ 借金を強制された		□ 保証金、渡航費用の回収		□ 実習終了後も稼働したい		□ 指導が厳しい		□ その他( )	
入国後、失踪するまでの期間		1年8か月									
送出し機関を知った経緯		□ 親族・知人紹介		□ 広告・インターネット		□ ブローカー		□ その他( )			
送出し機関に払った金額		35万		円(帰国後の返金が有る場合は、別に )		円		円		円	
内訳		□ 渡航旅費( )		□ 旅券・査証費用( )		□ 航空・光熱費( )		□ 日本語講習費(3か月間、 )		□ その他(各目 )	
送出し機関以外に払った金額		円		内訳		円		円		円	
貸金の返済方法		□ 借入(借入先 )		□ 親族		□ 銀行		□ 送金機関		□ その他( )	
□ 自己資金		□ その他( )		□ 帰国後返済( )		□ 一括		□ 分割(分割返済額 月 )		□ 実習期間中から返済( )	
□ 一括		□ 分割(分割返済額 月 )		担保・保証人							
実習内容		高倉 崇光		入国前の説明		□ ない		□ 異なる		□ 説明なし	
月額給与		10万		円/月		説明者		□ 説明なし			
入国前の説明		□ 説明あり		10万		円/月		説明者		□ 説明なし	
給与から控除される金額(光熱費等)		不明		円/月		説明書		□ 説明なし			
入国前の説明		□ 説明あり		円/月		説明書		□ 説明なし			
労働時間		100		時間/週		説明者		□ 説明なし			
入国前の説明		□ 説明あり		60		時間/週		説明者		□ 説明なし	
就労の有無		□ あり		□ なし		就労場所		□ 不定		□ 不明	
就労内容		□ 建設作業員		□ 解体作業員		□ 工員		□ 農林業従事者		□ その他( )	
報酬(日額換算)		□ 5千円以下		□ 7千円以下		□ 1万円以下		□ 1万円以上			
失踪後の住居		□ 不定									
斡旋者の有無		□ あり		□ なし		国籍・地域		□ 日本人		□ その他( )	
氏名(性別)		□ 不明		□ 不明		在留カード番号		□ 不明			
接触時期		□ 失踪前		□ 失踪後		□ 失踪前後両方		接触回数		□ 不明	
斡旋者との関係		□ 知人(関係含む)		□ インターネット(SNS等)		□ 親族		□ その他			
斡旋手数料		円		斡旋者の働き掛け内容							

実習実施機関から失踪した技能実習生に係る聴取票

事件番号		案件区分		適条		国籍・地域		性別		最終在留資格	
原因・理由・目的等		入国後、失踪するまでの期間		送出し機関について		送出し機関以外に払った金額		資金の調達方法		借入金の返済方法・担保の有無	
実習内容		月額給与		入国前の説明		給与から控除される金額(光熱費等)		入国前の説明		労働時間	
就労の有無		就労場所		就労内容		報酬(日額換算)		失踪後の住居		斡旋者の有無	
氏名(性別)		在留カード番号		接触時期		斡旋者との関係		斡旋手数料		持込事項等(※雇用主から失踪実習生の紹介者について聴取した場合は、人定等を記載)	

# 実習生、低賃金に不満

## ヒアリング 野党「待遇改善が先」

立憲民主党の野党 不満が噴出した。政府は同(33)は「休職が専ら6ヶ月以内、外国人改正案で受け入れ拡大も病院に行かなくても労働者の受け入れを拡大する人権法改正案の審議に向け、技能実習生の実態調査や待遇改善を優先させるべき」と主張する方針だ。ヒアリングには約20人の実習生が参加し、給300円だった。カンボジア人女性

同席した弁護士らも「外国人の権利を守る仕組みづくりを優先すべきだ」と求めた。実習生は給与を絶たない。外国人労働者からの支援活動に取り組む大阪府子丹連士は「実習生の実態調査結果を基にすべき要求。同省側は提供方法を検討する」とも述べた。野党は、同席した法務省担当者に「新しい在留資格で受け入れる労働者の見込み人数に加え、失職した労働者の実態調査結果を基にすべき要求。同省側は提供方法を検討する」とも述べた。



入管法改正案に関する野党合同の会合で、自らの体験を話す外国からの実習生ら一団会内で12日、川田龍太郎撮影

# 「除染作業強制」「残業代300円」

# 外国人実習生窮状訴え

## 野党聞き取り

外国人労働者受け入れを拡大する人権法改正案をめぐり、外国人技能実習生らが8日、野党の求めで国会に呼ばれ、関係省庁の担当者らに窮状を訴えた。パワハラや労災事故、除染作業など、過酷な実態を訴えながら訴えた。小野沢健太(日立物産)は「職場でいじめに遭い、めんどろえないし、残業も」。仕事を頑張っても「さっさと帰らない」。



外国人労働者受け入れを拡大する野党合同ヒアリングで、自身の体験を話す史郎さん(前)から外国人技能実習生＝8日、国会で(小平哲郎撮影)

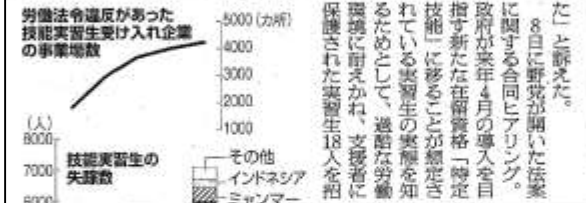
## 入管法改正案「拙速」批判強く

人手不足に悩む経済界の要望を受け、政府は外国人労働者受け入れ拡大のため、在留資格を新設する入管法改正案の審議を進めている。高層に専門人材に限っていた取組を転換、単純労働分野の就労を可能にする。一旦は閣議決定し、与野が十三日に野党が聞いた法案に関する合同ヒアリング。政府は来年4月の導入を目指す新たな在留資格「特定技能」に移ることが想定されている実習生の実態を知りたいとして、過酷な労働環境に耐えかね、支援者を頼まれた実習生18人を招いたと訴えた。

# 「深夜まで働いて、時給300円」

## 技能実習の課題残し改正案審議へ

外国人労働者の受け入れ拡大を急ぐ中、出入国管理法改正案の国会審議が本日も始まる。外国人技能実習制度の課題を残したまま、新制度の議論を進めようとする政府に対し、野党が追及を強めている。実習生への人権侵害などが絶えず、改善を図るために施行された法律の効果もみえない。▼社説面、目次、99人解雇



7日の参院審議では、新しい在留資格「特定技能」の導入について、野党議員から実習制度の検証を先にするべきだという指摘が相次いだ。安倍首相はこれに對

「新たな受け入れ制度において日本人と同等の報酬をしっかりと確保する」と答弁。山下法相も「技能実習で指し下したものを反省に立って新しい制度をつくる」と応じた。実際、入管法の改正案では、特定技能の資格を得て働く外国人には「日本人と同格以上の報酬」を受け入れ企業に義務づけている。だが、これは技能実習生とまったく同じ規定だ。技能実習制度に詳しい自由人権協会の旗手明理事は「最低賃金以下での労働がはびこる実習制度と同じ態を踏みかわらない」と警告



野党合同ヒアリングに出席し、自身の体験を話す史郎さん(前)から外国人技能実習生(左)＝8日、国会で(小平哲郎撮影)

は「報酬を客観的な数値で明示しないと、結局は最低賃金に振り付く」。実習制度では実習生の受け入れ窓口となる監理団体が、人権侵害の防止め度を果たしていないという意見も根強い。今回の改正案も、特定技能1号の外国人を支える登録支援機関に民間団体を想定するが、民間任せだけでは同じ問題を起こすという指摘がある。日本労働弁護団の藤田一朗弁護士は新制度導入を急ぐ政府の姿勢を「このままでは問題の拡大につながる」と批判する。

衆議院議員 山井和則

回答のお願い

下記について、4月1日（月）17時までに、文書にてご回答をお願いします。

## 記

調査対象の失踪技能実習生のうち本邦に在留している74人への調査について示して下さい。

- 74人の聴取票の記述について、最低賃金違反が疑われるのは何人でしたか。  
※各人の賃金について、月額給与を労働時間（労働時間が不明な場合は168時間と仮定）で除した数値で、最低賃金割れか否かを判定してください。もし、別の方法で調査票における最低賃金違反の疑いを評価しているのであれば、その方法を示した上で、人数を示して下さい。）
- 74人への今回のヒアリング等調査で、全員に、改めて月額給与と労働時間について、具体的な数値（概算でも可）を聴取しましたか。また、その結果、最低賃金違反が疑われるのは何人でしたか。
- 74人への今回のヒアリング調査等の調査結果の個票（各人からの聞き取り結果等）の写しを、プライバシーにかかわる部分は伏せて頂いて結構ですので、提供してください。
- 賃金額について、聴取票と今回調査で賃金額が同程度と回答した46人のうち、最低賃金違反だった人は何人ですか。聴取票より今回調査の方が高い賃金額を回答した8人のうち、聴取票で最低賃金違反だった人は何人で、今回調査で最低賃金違反だった人は何人ですか。また、聴取票より今回調査の方が少ない賃金額を回答した16人のうち、聴取票で最低賃金違反だった人は何人で、今回調査で最低賃金違反だった人は何人ですか。さらに今回調査で、無回答または不明と回答した6人のうち、聴取票で最低賃金違反だった人は何人ですか。
- 労働時間について、聴取票と今回調査で同程度と回答した26人のうち、最低賃金違反だった人は何人ですか。聴取票より今回調査の方が長い労働時間を回答した22人のうち、聴取票で最低賃金違反だった人は何人で、今回調査で最低賃金違反だった人は何人ですか。また、聴取票より今回調査の方が短い労働時間を回答した17人のうち、聴取票で最低賃金違反だった人は何人で、今回調査で最低賃金違反だった人は何人ですか。さらに今回調査で、無回答または不明と回答した9人のうち、聴取票で最低賃金違反だった人は何人ですか。
- 2.について、今回の調査結果から最低賃金違反が疑われた人の受入れ機関は何件ですか。そのうち、厚生労働省に通報したのは何件ですか。また、通報しなかった理由が、時効の到来によるものである案件はありましたか。
- 5.について、厚生労働省に通報しなかった機関については、どのような調査を行い、通報しないと決定しましたか。また、通報しないことについて、当該、元失踪技能実習生に連絡し、納得、理解を得ましたか。
- 今回調査結果で厚生労働省に通報した件数のうち、4月中に時効が到来する案件は、何件ありますか。
- 74人への調査の中で、元失踪技能実習生側の客観的資料についての調査、情報提供を求めましたか。元失踪実習生側の客観的資料がない場合は、受入機関側の客観的資料を、元失踪技能実習生の主張に関わらず、全面的に信頼したという理解でよろしいですか。
10. 日本に在留している96人のうち、74人が今回の調査に協力頂いたとのことですが、その他の22人について、調査に協力頂けなかった理由を示して下さい。

以上

出所：山井事務所作成

件名：資料要求に係る回答について（平成31年4月2日）

衆議院議員 山井和則議員 様

お世話になっております。

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課の[ ]と申します。

御依頼のありました標記について、下記のとおり回答いたします。

提出が遅くなってしまい大変恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひいたします。

## 【回答】

今回の技能実習PTによる調査については、聴取票の記載内容だけでなく、実習実施機関への実地検査や電話による依頼により、失踪技能実習生本人の賃金台帳等の収集を行い、保存期間経過等により当該資料が収集できない場合には、現在、在籍している技能実習生に係る賃金台帳等の収集に努めるなど、可能な限り、客観的資料により不正の有無の判断を行った。

お尋ねの74人に係る調査の結果、最低賃金違反があったと判断できるものはなかった。

-----  
出入国在留管理庁在留管理支援部

在留管理課 [ ] [ ]

Tel : 03-[ ]-[ ](内線 [ ])

-----

出所：法務省回答資料

# 技能実習 ずさん運用

外国人の技能実習制度の運用状況を調べる法務省のプロジェクトチーム（PT）の調査結果が29日発表され、ずさんな運用の一端が判明した。4月1日から始まった在留資格特定技能で外国人労働者の受け入れが拡大される。支援団体の連携は「外国人を労働力として使い捨てにしてはいけない」と訴える。

## 法務省PT調査

- 実習生の死亡や、不正な扱いが疑われる主な例
  - ・農作業の実習中に熱中症により意識不明に陥り、病院に搬送されたが死亡
  - ・約3カ月半の間、休日は4日間。その後自殺
  - ・寮で就寝中に体調を崩し、救急搬送されたが死亡。亡くなる前、「過労死ライン」は超えないものの、労使協定違反の時間外労働
- 不正の疑い
  - ・失踪前の約7カ月間、基本給は月額6万円しか支給されず最低賃金割れ。労使協定に違反する月平均約60時間の残業につき、時給700円しか支給されず
  - ・農業の実習生で夜間外出、寮での携帯電話の使用を制限されていた

## 失踪759人 不正な扱いを受けた疑い 171人死亡 法務省は43人把握せず

調査では、2012〜17年の6年間に亡くなった実習生が171人で、そのうち43人の死亡を法務省が今回の調査まで把握していなかったことが判明した。また17年1月〜18年9月に失踪して捜査された実習生5218人のうち、759人が最低賃金割れなどの労働法令違反を含む不正な扱いを受けた疑いがあることも判明。このうち、法務省が失踪の把握後に受け入れ先を調査し、不正が確認されたのは38人分（1機関）だけだった。報告書によると、171人の死因は、実習中の事故28人▽病死59人▽自殺17人など。失踪者に対する不正に関する調査は、摘発された5218人を受け入れられていた企業など4280機関を対象に実施した。ただ支援者はこの調査結果にも厳しい目を向ける。実習生の表情に詳しい山村淳平医師は、取り締まりを担う入管当局による調査

の限界を指摘。「『疑い』があるが、たいしたことはない」と伝える意図を持った報告書だ。第三者機関が調査しなければ意味がない。外国人の支援団体「移住者と連携する全国ネットワーク（移住連）」の鳥井一平代表理事からは29日、記者会

## 「日本は働き手に責任を」「死者もつと多い」



「日本の企業と政府に、働き手に対する責任を持つよう強く求めたい」と。個別で最多の技能実習生を送り出しているベトナム、北部バクザン省に暮らすフー・ゴク・トワイさん（28）は29日、朝日新聞の取材に訴えた。今年2月、実習生として日本で働いていた妻のクエン・ティ・チャンさん（当時34）を病気で亡くした。11歳と5歳の子どもを抱える。チャンさんは2016年7月から青森県内の農業関係の企業に派遣され、農作物の包装などを担当していた。昨年12月、頭痛と発熱で仕事を休むようになった。後、同日下旬に入院し、脳出血と診断された。1月にトワイさんが駆けつけた時には意識蘇生は図れなくなった。見聞き、不正な扱いを受けていた人を759人とする調査結果について「受け入れ機関側の聞き取り調査が中心だったことをどうかがわかる結果だと指摘。指図（しきう）一井護士は「この数字はありえない。帰国済みの実習生から事情を聴いておらず、本気で調査したとは思えない」と批判した。「特定技能」による新たな外国人受け入れについても、声明で「深刻な人権問題が指摘されてきた技能実習制度を引き継ぐものだから」と警鐘を鳴らした。（朝日新聞 小松隆次郎）



出所：日本で亡くなったベトナムの人達の位牌が安置されている寺院 日新庵にて、公表の了解を得たうえで山井事務所撮影

### ◆実習生賃金未払いに弁護団

外国人技能実習生らが企業に未払い賃金を請求するのを支援しようと、外国人の労働問題に詳しい弁護士8人が弁護団を結成し、5日、厚生労働省で記者会見を開いた。弁護団によると、技能実習生は、賃金の未払いを理由に実習先から失踪し、帰国を余儀なくされるケースがある。弁護団はすでに帰国した技能実習生も含めて相談をフェイスブックで受け付ける。アカウント名は「失踪実習生未払賃金弁護団」で、ベトナム語、ビルマ語、中国語、英語にも対応する。

## 失踪実習生の賃金未払い 弁護団、相談受け付け

外国人技能実習生が最低賃金以下で働かされ、失踪が相次いだ問題を受け、労働問題に取り組み弁護士らが失踪した元実習生を支援する弁護団を結成した。賃金未払いについてホームページ（HP）などで相談を受け付ける。弁護団は「一人で多くの権利を救済する」とともに、労働実態を明らかにしたい」として、失踪した元実習生未払賃金弁護団（FB）では英語、ミャンマ

ー語、ベトナム語で対応する。

技能実習生の賃金未払い問題は昨年、法務省の調査を野党が分析したことで判明。根本匠厚生労働相は臨時国会で「最低賃金を下回る支払いや、賃金不払い残業があれば支払うよう是正する」と答弁している。

失踪した実習生の多くが帰国しているとみられ、弁護団の指宿昭一弁護士は「通訳や支援者を通じて弁護団の情報を発信しており、目にしたらぜひ相談してほしい」と話している。

## 実習生への賃金 不払いなどは正

厚労相

外国人労働者の受け入れを拡大する入管法改正案を巡り、根本匠厚生労働相は5日の衆院厚労委員会、受け入れ側が最低賃金未満で外国人技能実習生を働かせていた場合は、是正を勧告し、既に帰国した人も含

めて、不払い分を支払わせると表明した。

野党は、法務省が行った失踪実習生への聞き取り調査の資料（聴取票）を独自に分析し、全体の67%が最低賃金を下回っていたと主張している。国民民主党の山井和則氏は、最低賃金を所管する厚労省の対応を追及。根本氏は「不払いをした使用者には是正を勧告する。（帰国した人にも）連絡がつけば、海外に送金させる」と述べた。【遠藤修平】

をするんですね。まさか会社制だけに聞くということはないですね。その点についてお答えください。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。

門山政務官を議長として立ち上げました技能実習制度に関するプロジェクトチームにおきまして、技能実習制度のさらなる適正化について十分に検討するとともに、技能実習制度の実態把握のあり方につきましても見直しを進めております。

また、明らかに違法、不当な事案につきましては調査を実施し、関係機関と連携して厳正に対処するよう大臣から指示を受けているところでございまして、現在、地方入国管理局におきまして、実習先への聞き取り等、必要な調査を進めています。その際に、既にもうその調査は着手しておりますけれども、御指摘のように、そこにいる技能実習生の皆様にも聞き取り調査などを行っているところでございます。

この点、本日もこのプロジェクトチームの検討会、開催される予定でございまして、こうした調査の進捗状況の報告も行う予定でありまして、プロジェクトチームでの議論を踏まえ、今後の調査方法、それからスケジュール等を検討するものと承知をしております。

その結果につきましては、今委員御指摘のように、何らかの形でお伝えすることになると思っております。

○山井委員 何らかの形でお答えしなくても、調査結果は発表する。それで、年内にも発表すべきだと思いますが、いかがですか。

○佐々木政府参考人 御指摘いただきましたこと、政務官に申し伝えます。

○山井委員 公表するということでありまして。(発言する者あり)公表すると言っていないの。ちょっと、それは、もう一回答えてください。

○佐々木政府参考人 この委員会で御指摘をいただきましたこと、間違いなく政務官にお伝えいたします。

○山井委員 公表はしない可能性があるんです

か、国民の税金で調査して、これは質問通告してありますよ。公表するんですね。

○佐々木政府参考人 その段取りにつきましてはPTにおきまして検討されますので、今いただきました御指摘、間違いなく政務官に申し伝えます。

○山井委員 そういうのを隠蔽というんですよ。調査して公表するのは当たり前じゃないですか。私は、今回のこの隠蔽体質には本当に腹に据えかねております。公表するのは当然だと思います。

そこでお聞きしますが、この外国人労働者本人にも当然聴取をするということによろしいですね。

○佐々木政府参考人 今回の聴取票で問題のあるところに今調査に赴いておりますけれども、この聴取に応じた方につきましてはもう既にいらつしやらない可能性もありますので、その赴いた実習先へいらつしやる技能実習生の方には聞き取り調査を行っております。

○山井委員 それはやはり、今の状況、違つ可能性もあるし、今働いている人はきつちりと物を言えないかもしれませんから、当然、筋としては、この聴取票を書いた本人に当たるべきだと思います。そのことは強く申し上げます。

それで、PTでこの調査をやる、それで、最賃割れで賃金未払いが明らかになったとします。根本厚生労働大臣、そうしたら、法務省からは労働基準なり厚生労働省に連絡が行くんです。それで、厚生労働省として労働基準で調査をして、実際、賃金未払い、残業代未払い、あるいは最低賃金割れの未払いであれば、さかのぼつてこの労働者の外国人の方に未払い分をお支払いするというところによろしいですか。

○根本国務大臣 先ほど法務省からもお話ありましたが、今、門山政務官を議長とするプロジェクトチームが立ち上げられて、そして、失踪した技能実習生の聴取票について法務省で徹底した実態調査を今行っているところでありますと答弁がありました。

法務省が行う実態調査の結果、最低賃金を下回る支払いや割増し賃金の不払いなど労働基準関係法令違反の疑いが認められた場合には、出入国管理機関が都道府県労働局に通報をいたします。そして、このような通報を受けた場合には、労働基準監督署がその全数に対して監督指導を実施いたします。その結果、最低賃金を下回る支払いなどの最低賃金法違反や、賃金不払い残業などの労働基準法違反が認められた場合には、是正勧告を行つて、是正を徹底いたします。

今後とも、法務省とよく相談して、相互通報制度の適切な運用により、しっかりと対応していきたいと思います。

○山井委員 質問通告九で言っているように、未払いの賃金はその外国人労働者に払うんですね。是正勧告だけじゃないですよ。本人も、払つてもらつていないんだから、そこは、外国人労働者の方に支払うということによろしいですね、厚生労働省の責任で。

○根本国務大臣 労働基準監督署の監督指導の結果ですよ、労働基準法に違反して賃金が支払われていないことが確認された場合には、当該違反を的確に是正するため、使用者に対して、その不払い賃金の支払いをするよう是正勧告いたします。(山井委員)払わせるということでもいいですねと呼ぶ。ただ、強いて言う、不払い賃金に該当する場合でも、強いて言う、労働基準法上時刻となっている場合には、そこはちょっと、時刻となっている場合には、そこは、指導することはできないものと考えております。

○山井委員 時刻は二年ですけれども、ということは、時刻になつていない部分は事業主に支払わせるということでもいいですね、外国人労働者に。

○根本国務大臣 使用者に対して、その不払い賃金の支払いをするよう是正勧告をいたします。

○山井委員 と、ところが、この方々は、もう本國に帰つておられる方もおられるから、被害に気づきませんよ。ということは、そのことが明らかになつたときには、厚生労働省の責任で、例えば中

國に帰つておられるかもしれませんが、その方に連絡して不払い賃金をお支払いということによろしいですね。申請するにも被害がわからないわけですから、そこまでちゃんとすることによろしいですね。

○根本国務大臣 どういうケースを想定するかということですが、今の仮定のケースに対して私がお答えするのは差し控えたいと思います。

いずれにしても、使用者に対して、その不払い賃金の支払いをするようは是正勧告をいたします。

○山井委員 仮定じゃないですよ。帰つておられる方、当然おられるわけですよ。そうしたら、その方が、技能実習生が中国に帰つていようが、ベトナムに帰つていようが、使用者に対して、支払うように命ずるということでもいいですね、是正勧告するということ。

○根本国務大臣 仮定の話に対しては、私はちょっと発言を控えたいと思いますが、一般論としてですよ、一般論として、連絡がつく場合には期及するものと思つております。

○山井委員 これは非常に重要な答弁であります。今回のPTで、最賃割れや賃金未払い、調査してそれが明らかになつたら、本國に帰つておられても、連絡をとつて支払う、これは非常に重要なことですよ、日本人でも支払うんですから、外国人に支払うのは私は当然だと思います、法の平等として。

根本大臣、よろしいですね、もう一回確認します、今の答弁で。

○根本国務大臣 一般論としては、海外に送金するということになりませぬ。

○山井委員 この二千八百枚は、特にそのうちの千九百人余り、最賃割れの方は、最賃割れですから賃金未払いです。ということは、例えば最賃という観点からいくと、この二千八百人のうち千九百人余りは被害者なんですよ。

これを、皆さん、見てください。最賃割れはかりですよ。六七%が最賃割れ。ということは、被



害を受けているわけですから、犯罪捜査でいって経営の端緒の証拠がここにあるんですから、法務省におかれては、全数、千九百幾つは、違法行為、犯罪、賃金未払いの可能性があるとこの被害届なわけですから、全数調査をして、ぜひ根本大臣にも、払っていただきたいんですけども。

根本大臣、根本大臣は、この二千八百枚のうち、一枚でもこらんになったことはありますか。なぜならば、最賃を守らせる責任者は根本大臣ですから、これはこらんになったことはありますか。

○根本国務大臣 資料も配付されておりますので、見ております。

○山井委員 ちよつと待つてください。私が配付した資料以外に見たことはありますか。この最賃割れの山、千九百人を上回る山、見たことはあるんですか。

○根本国務大臣 聴取票はあくまで法務省の管轄でやっていますから、聴取票は私のところに届けられておりませんので、その意味では、聴取票はあくまでも法務省ですから、その意味では、私はそこは見えておりません。

○山井委員 私は、申しわけないけれども、それじゃだめなんです。法務省は最賃を守らせる最終責任じゃないんです。労基法の責任は根本大臣なんです。野党の議員が二千八百枚見る前に、一番に根本大臣が、この千九百人以上、最賃割れではないかということで見てもらう必要があるんです。後ほどこれはお渡ししますから、日本じゅうで一番これを見る必要があるのは根本大臣です。

言いたくはないですが、アメリカのワシントン・ポストでも既に報じられています。きょうの配付資料。どういう報道か。ミャンマー人技能実習生、私は奴隷だった、週百時間労働で月六万円。これは嘘すかしのことです。人種差別国家と思われかねません。根本大臣、これを是正する責任は根本大臣にあるんです。

ついでに、根本大臣、この質疑の後これはお渡

ししますから、法務省は最賃割れかどうかを判断する権限は持っていないんです。最賃割れかどうか、労基法違反かを判断する権限は厚労省しかないんです。根本大臣、これはお渡ししますから、法務省のPTは法務省のPTでやっていたら、これだけ最賃割れ、千九百人、被害届が出ています。通報ですよ、これは事実上の。厚労省は厚労省できつちりと、法務省に任せずに実態調査をする、労基署が。そうしていただきたいと思えます。根本大臣、いかがですか。

○根本国務大臣 技能実習実施企業で約六千件、四万八千件のうち六千件に監督指導を今までも実施してまいりましたが、これも人国管理局からの通報だけが端緒になっているわけではありませ

ん。必要な情報があったときに相違監督に入っておりまして、今回の事案については、やはり、聴取票は法務省が作成していますし、今、プロジェクトチームで徹底した実態調査を行っておりますので、そこは私は、法務省の聴取票ですから、そこは、いろんな背景も事情もあるかと思いますが、そこは必ず法務省で徹底した実態調査を行ってほしいと思います。

そして、その結果、実態調査の結果、最低賃金を下回る支払いや割増し賃金の不正など労働基準関係法令の違反の疑いが認められた場合には、出入国管理機関が都道府県労働局に通報しますから、通報を受けた場合には、我々は、その全数に対して監督指導を実施して、そして法令違反が認められた場合には、是正勧告を行って、是正を徹底していきたいと思えます。

今後とも、法務省とよく相談して、相互通報制度の適正な運営を含めてしっかりと対応していきたいと思えます。

○山井委員 そんな感傷なことを言っている場合じゃないんですよ。アメリカでも報道されて、日本では、日本人には労基法は守らせるけれども、外国人労働者には最賃も払わずに奴隷労働をさせている、こんな嘘すかし話はないじゃないですか。

か。臨時国会が終わって、通常国会があると思えます。通常国会の最初の理事会で、ぜひ、そのときまでに、何人に未払いの賃金、最賃割れを払ったか、ぜひ最初の委員会で、根本大臣、報告してください。これだけの、千九百人以上の最賃割れが明らかになって、まずは法務省にやってもらう、そんな無責任な話はありません。ぜひ、来年の最初の委員会までに、何人に、最賃割れの人に、未払いの賃金、外国人労働者、技能実習生に払ったか報告をしてもらえるように、根本大臣、お願いします。

○根本国務大臣 今、法務省がしっかりとしたプロジェクトチームで徹底的に調査をしておりますので、その調査結果を踏まえて、可能な限り我々も対応していきたいと思えます。とにかく、法務省で徹底的に今調査しているわけですから、それを踏まえて対応したいと思えます。

○山井委員 ぜひ、年明けの最初の厚生労働委員会の理事会に、今お願いした、この技能実習生の問題によって、何人最賃が明らかになって、何件最賃を幾ら払ったか、そういうことを最初の理事会で報告してもらえるように、委員長にお願いします。

○富岡委員長 理事会に諮りたいと思えます。

○山井委員 申しわけないけれども、平成二十九年年度にも、出入国管理機関から労基署に通報があったのはたった四十四件なんです。四十四件、ということは、ほとんど、こういう現状を知りながら、法務省は厚生労働省に言っていないんです。

根本大臣、これだけのことが明らかになって、根本大臣、申しわけないけれども、わかっているのは、最賃を守らせる責任は法務省じゃないんですよ。根本大臣、あなたなんですよ。そのことがわかっていないんじゃないですか。何で法務省にまずやってもらうという話になるんですか。労基法違反を取り締まるのはどこの役所なんですか。法務省じゃないでしょう。これだけの山のよ

うな、外国人に対して、日本人だったら当然守っていることを外国人には守らない、これが構造的に明らかになった。にもかかわらず、まだ法務省任せで、厚生労働省がそんな後ろ向きな答弁をしてどうするんですか。

ぜひとも、法務省のPTとは別に、厚生労働省が、今、技能実習生のこの問題の最賃割れ、労基法違反について、厚労省もPTをつくって調査に乗り出すべきじゃないですか。根本大臣、もしそれをしないのであれば、無法地帯ですよ。技能実習生に關しては、労基法違反を知っていても、根本大臣、日本の厚労省は見過ごす、そういう人種差別国家かという批判を受けかねません。私はそんな風に日本はしたくない。

根本大臣、ぜひ、厚生労働省としても、技能実習生の今回のこの聴取問題の最賃割れや労基法違反について調査する、PTを立ち上げる、ぜひ前向きな答弁をお願いします。

○根本国務大臣 繰り返しになりますが、聴取票では、各調査項目について明確な定義を置いていない、失察した技能実習生から任意に聴取した情報を人国警備官がそのままに記載したものと承知しておりまして、その事実関係については、やはり、人国管理局で精査した上で、法務省が徹底的にきちんと解明した上で、そして労働基準関係法令違反の疑いがある場合には、相互通報制度に基づき通報いただくということが適切と認識しております。

とにかく、法務省でプロジェクトチームが立ち上げられて今精力的に動いておりますので、聴取票について調査を行っておりますので、この調査結果を踏まえた労働基準監督署への通報に基づいて、我々、可能な限り迅速に対応してまいりたいと思えます。

○山井委員 とにかく、もらえるべき賃金がもらえずに、多くの技能実習生が違法状態を放置されて帰国している可能性があるんです。日本人と同等に、未払いの賃金をもらう権利があるんです。ぜひとも、しっかりと調査して、早急に払っても

失踪事案に関する調査

(1) 調査対象

平成29年1月～平成30年9月に不法残留等により入国警備官の聴取を受けて聴取票が作成された失踪技能実習生5,218人に係る実習実施機関4,280機関につき、調査実施。

(2) 調査実施状況

- ① 実地調査 1,555機関 (失踪技能実習生2,025人分)
- ② 電話・書面調査 2,177機関 (同2,473人分)
- ③ 協力拒否 113機関 (同155人分)
- ④ 倒産、所在不明等 270機関 (同320人分)
- ⑤ 失踪後に別途調査済み 165機関 (同245人分)

(3) 調査結果 (軽微な書類不備に係るものを除く。)

(2)①②の結果、721人(631機関)、延べ数では893人分の不正行為等の疑いを認めた。

(2)⑤により、38人(31機関)、延べ数では44人分は既に不正行為措置済みであった。

これらの合計は、759人(662機関)、延べ数では937人分であり、延べ数の内訳は、

- ・最低賃金違反 58人(うち措置済み1人)
- ・契約賃金違反 69人(うち措置済み5人)
- ・賃金からの過大控除 92人
- ・割増賃金不払い 195人(うち措置済み19人)
- ・残業時間等不適正 231人(うち措置済み8人)
- ・その他の人権侵害 36人(うち措置済み6人)(不当な外出制限、暴行等)
- ・書類不備 222人
- ・その他の不正行為等 34人(うち措置済み5人)(技能実習計画と実習内容の齟齬等)であった。

(4) 対応措置

- ・労働関係法令違反の疑いがある事案は、全て労働基準監督機関へ通報済み。
- ・今後、労働基準監督機関の監督指導結果等を踏まえ、処分、指導等を予定。
- ・今回の調査対象機関で技能実習生在籍中のものは、H31年度末までに機構等が実地検査。

死亡事案に関する調査

(1) 調査対象

平成24年～平成29年(6年分)の技能実習生の死亡事案171件

※ 把握済みの128件に加え、監理団体等の報告漏れ、入管局の記載漏れ等の43件(参考)在留技能実習生の総数：約15万人(H24)～約27万人(H29)

(2) 調査方法

- ・事案発生当時の報告書、死亡診断書等の記録を精査・分析
- ・実習実施機関等から補充資料を追加入手

(3) 調査結果

- ① 実習中の事故死 28件(漁船の転覆、大型資材による圧死等)
- ② 実習外の事故死 53件(交通事故、海水浴中の溺死等)
- ③ 病死 59件
- ④ 自殺 17件
- ⑤ 殺人又は傷害致死による死亡 9件(同僚実習生によるもの3件)
- ⑥ その他 5件(自殺か事故か断定できないもの3件、解剖するも死因不明2件)

(4) 「死亡事案一覧」の死亡原因が溺死等である事例について

- ・溺死は、(3)の①が2件、②が15件(遊泳中事故等)、④が3件(私的な悩み等)など。
- ・凍死の1件は、(3)の②(飲酒して外出し、山林中で凍死)。

(5) 関係機関の対応状況等

- ・一時帰国中の事案を除き、警察、労基署等が必要な対応を実施。
- ・業務上の事故又は通勤による事故については労災認定。

新制度の運用状況等

パネルの写し

(1) 新制度による適正化は、全体として一定程度機能

- ① 13か国と二国間取決めを作成し、不適正な送出機関の排除等に一定の効果。
- ② 機構が実習実施者、監理団体を計画的に実地検査(H30.12末現在7,000件以上)。
- ③ 機構が技能実習生の保護・支援を実施(母国語相談はH31.2月上旬現在約2,300件)。
- ④ 技能実習計画の認定制度の運用を通じ、制度の適正化に努めている。
- ⑤ 事業協議会等を通じた適正化の取組がみられる。
- ⑥ 新制度入国者の失踪率は、旧制度入国者の失踪率よりも低い(下欄(2)(3)の表参照)。

(2) 失踪、死亡事案等に対する対応体制には、以下の課題

- ① 失踪事案の届出受理後の証拠収集等の初動対応が必ずしも十分ではない。
- ② 聴取票の聴取項目が不十分であり、聴取結果が有効に活用されていない。
- ③ 入管当局における死亡事案の把握が不十分であった。
- ④ 人権侵害行為の禁止規定等の適用実績が少ない。

新制度下で受け入れた技能実習生の失踪状況等

(1) 失踪者数の推移

	(a) 前年未在留技能実習生数 + 当年新規入国技能実習生数(人)	(b) 失踪者 (人)	(c) (b)の(a)に対する 割合
平成27年	264,630	5,803	約2.2%
平成28年	298,786	5,058	約1.7%
平成29年	356,276	7,089	約2.0%
平成30年	424,394	9,052	約2.1%

(2) 新規入国当年中の失踪状況の比較

平成29年新規入国の旧制度の技能実習生と平成30年新規入国の新制度の技能実習生につき、入国当年中の失踪状況を比較

	入国者(人)	入国当年の失踪者(人)	失踪率
平成29年(旧制度)	127,657	1,163	約0.9%
平成30年(新制度)	130,699	658	約0.5%

(3) 新規入国後約1年経過時点の失踪状況

平成30年2月・3月入国の技能実習生の平成31年2月末時点の失踪状況を比較

	H30.2～3の入国者(人)	H31.2末時点失踪者(人)	失踪率
総数	10,626	243	約2.3%
旧制度	4,758	158	約3.3%
新制度	5,868	85	約1.4%

## 運用の改善方策

### (1) 失踪、死亡事案等への対応の強化

- ① 初動対応の強化  
機構又は入管が、事案発生後速やかに実地検査を行うなどし、実習生の賃金等に関する証拠を確認・保全。不正等があれば通報、処分等。
- ② 聴取票の在り方の見直し  
・聴取票の様式を改善し、十分な聴取項目を設ける。  
・専門性を有する入国審査官が聴取を行い、①も踏まえ、事実を解明。
- ③ 入管当局における死亡事案の把握の徹底（関係情報の定期的な照合確認）
- ④ 失踪に帰責性がある実習実施者は、一定期間新規受入れを停止（省令等の改正）

### (2) 失踪等の防止に資する制度の適正化の一層の推進

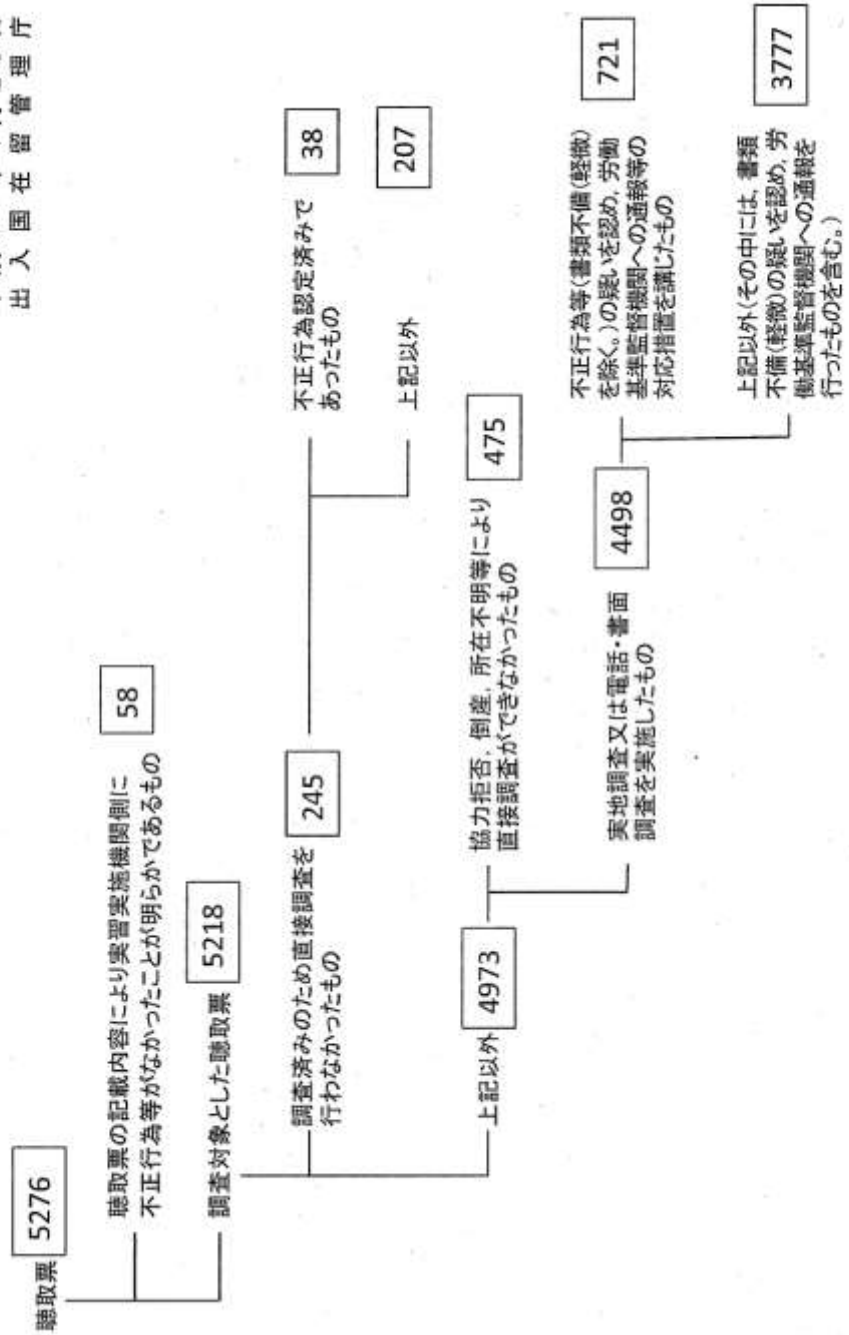
- ① 二国間取決めの対象国拡大及び運用強化  
・中国、インドネシア等との二国間取決めの作成を急ぐ。  
・送出国への通報や処分要請などによる送出国の適正化を更に強化。
- ② 口座振込み等による報酬支払いを求める措置の導入  
特定技能制度と同様に、報酬の支払いは口座振込み等の現実の支払額を確認できる方法で行うものとする（省令等の改正）。
- ③ 在留カード番号を活用した不法就労等の摘発強化  
外国人雇用状況届出事項に在留カード番号を追加し、厚労省と法務省の情報共有や、警察等との連携を通じ、不法就労等の摘発・処分を強化。
- ④ 特定技能への移行についての周知徹底  
監理団体、実習実施者及び実習生に対し、技能実習の修了後の特定技能への移行について丁寧に周知。
- ⑤ 技能実習生に対する支援・保護の強化  
母国語相談、実習先変更支援等の支援制度や総合的対応策に基づく支援策の周知を徹底し、これらの活用の拡大を通じ、実習生の保護を強化。
- ⑥ 迅速・広汎な情報共有に基づく厳正な審査・検査  
実地検査結果や送出国の情報など各種情報を機構、入管及び厚労省が迅速に共有。実習実施者や監理団体に対する審査や検査等を厳正に実施。

### (3) 前記施策実施のための入管及び機構の体制の強化

出所：法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームの調査・検討結果概要」

## 「調査・検討結果報告書」における失踪事案に関する調査結果(概要)

平成31年4月23日  
出入国在留管理庁



※1) 上記の数字の単位は「人分」である。  
※2) 上記は「調査・検討結果報告書」に基づくものである。

# 外国人相談窓口低調

## 交付金申請対象自治体の3割

法務省は15日、地方自治体による外国人向け一元的相談窓口の設置を支援する交付金の公募を締め切った。都道府県や政令市、一定の基準を満たした外国人集住自治体など該当する111自治体のうち、申請は37自治体にとどまった。公募要領の公表と受け付け開始が先月13日と遅く、自治体側に十分な検討をする時間的余裕がなかったとみられる。

【和田武士】

一元的窓口設置は、国約100カ所設置を、外国人労働者の受け入れを拡大する新制度開始（来月1日）に伴う。2次補正予算に必要経費10億円を計上し、窓口拡充、新規設置とも1000万円を上限に交付する方針だった。

ところが、法務省には自治体から「内部で検討する時間がない」などの問い合わせが相次いだ。そこで締め切りを当初の先月末から延長したが、申請した自治体は3分の1程度にとどまった。来年度当初予算が固まる時期でもあり、自治体からは「来年度の公募を検討してほしい」との要望もあったという。

## 改正入管法の政省令を公布

政府は15日、入管法改正によって外国人労働者の受け入れを拡大する新制度の政令と法務省令を公布した。受

法務省によると、111自治体の9割超が、外国人のための何らかの相談体制をとっているという。だが政府が想定するのは、通年で無料相談に応じる上、原則1言語以上で対応する窓口だ。山下農司法相は15日の記者会見で自治体の要望については「財務当局とも相談した上で適切に対応していく」と述べた。

上の報酬を支払う雇用契約を結ぶことなどを求めている。施行は改正法と同じ来月1日。新たな在留資格は「特定技能」。一定の知識・経験を要する「1号」と、熟練した技能が必要なる「2号」の2種類がある。1号は介護や建設など13業種が対象で、施行5年間で最大計34万5150人

の受け入れを見込む。新設する特定技能基準省令には、報酬額のほか、外国人が帰国旅費を負担できないときは受け入れ先が負担することなどを明記した。受け入れ先は、住宅確保や日本語学習機会の提供といった日常生活をサポートする計画を策定する。

- ▽契約の基準
- ・報酬額は日本人と同等以上
  - ・一時帰国を希望した場合は休暇を取得させる
  - ・帰国旅費を本人が工面できないときは、代わりに負担
- ▽受け入れ先の基準
- ・労働、社会保険、税金に関する法令を順守
  - ・同種業務に従事する人を自発的でない形で辞めさせていない
  - ・暴力団関係者の関与がない
  - ・悪質な紹介業者の介在がない
  - ・報酬支払いは預貯金口座への振り込み
- ▽支援計画の基準
- ・入国前に契約内容や在留に必要な情報の提供
  - ・出入国時には空港まで送迎
  - ・住宅確保や口座開設、携帯電話利用の支援
  - ・生活に必要な日本語の学習機会提供

## 技能実習生への不正多発

## 貸金振り込み導入へ

法務省

法務省は二十九日、外国人技能実習生に対する貸金

不払いなどの不正行為が多数確認された調査結果を受け、現金の手渡しではなく、預貯金口座への振り込みで貸金を支払う仕組みを導入する方針を明らかにした。実習生が失踪したり、死亡したりした場合は、入管当局などが速やかに実習先へ検査に入り、関係証拠を保全するとした。

四月一日の外国人就労拡大新制度開始を前に、技能実習制度の運用も早急に改善する姿勢を示したが、人員確保など実効性の担保が課題だ。

口座への振り込みは、新制度の省令でも規定している。入金を記録し、不正を防ぐ狙いがあり、省令などで実習先に義務付ける方針

実習先への検査で不正行為の疑いが判明すれば、労働基準監督署などに通報する。失踪の原因が実習先にあった場合、新規の受け入れを一定期間できないようにすることも検討する。

実習生は借金をして仲介業者に多額の保証金などを支払い、来日するケースが多い。借金を返す必要があるため、劣悪な労働環境でも声を上げにくいとの指摘がある。悪質な業者を排除するため、情報共有の取り決めに結び、国を増やしていく。

このほか、実習生や実習先に対して、新制度で設けられる在留資格「特定技能」への移行の周知や、実習生の支援の充実も図ること